

健健発0420第2号
健感発0420第5号
基安労発0420第1号
令和4年4月20日

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長
十倉 雅和 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第1号・健感発0130第1号・基安労発0130第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）により、これまで御協力をいただいているところで

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和3年7月までに85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げており、当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予

防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおりご了承いただいたところです。

ついては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各事業場において、従業員のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、別紙2及び3を各事業場の責任者に御送付いただくとともに、下記の通り、各事業場において御協力いただきたい事項を改めてまとめましたので、御了知の上、関係者等へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者に対して、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供いただきたい。

具体的には、定期健診の機会に併せて抗体検査を実施できるよう健診の委託先・連携先等と体制を整備すること、職員が集団で抗体検査を受検できるよう、定期健診とは別の機会を設けること又は人間ドック等を受検する職員に対し、風しん抗体検査の受検を勧奨すること等が想定される。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間クーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市区町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。

- 2 各事業場においてクーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できる機会を提供するために、都道府県の担当部局から個別の説明等を希望される場合には、<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin07> 又は Fax03-3593-6251 に下記の事項を記載の上、登録いただきたい。（登録を行った場合、当該事業場の所在地を所管する都道府県の担当部局から御連絡いたします。）

個別説明希望	
事業場名	
電話番号	
メールアドレス	
担当部署名	
担当者名	
対象世代の男性の従業員数	人程度
(お困りの点等を自由記載ください)	

- 3 一部の事業場に対して、従業員に対する風しんの抗体検査の実施状況や、従業員への風しん対策の実施に対する意識について、厚生労働省から別途アンケート調査をお送りします。いただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、外部の委託先が集計、解析を行う予定ですので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から職員の定期健康診断ご担当者様へお願い
- ・別紙3 医療機関・健診機関への相談様式（例）
- ・別紙4 対象者への案内
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00006.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）